

財 第 1024 号
令和 2 年 10 月 6 日

各課等の長 様

市長 金 坂 昌 典
(公 印 省 略)

令和 3 年度当初予算編成方針について (通達)

令和 3 年度当初予算の要求にあたっては、下記に留意のうえ、関係事務を進められたく通知します。

記

1. 本市を取り巻く情勢

新型コロナウイルス感染症の拡大により世界経済が減速し、国内の製造業やサービス業などへ景気下押しの影響が広がる中、休業者の大幅な増加や雇用情勢の弱い動きが続き、令和 2 年 4 月から 6 月期の GDP は戦後最悪の落ち込みとなるなど、現下の我が国経済は極めて厳しい状況にあり、先行きも見通せない状況にある。

加えて、近年は、大型台風や豪雨による大規模災害が多発し、その被害が激甚化する中、本市においても、昨年は想定外の被害が発生しており、コロナ禍を含め、これら経験したことのない課題にも的確に対処していくことが求められている。

このような中、国では、7 月 21 日に閣議了解された「令和 3 年度予算の概算要求にあたっての基本的な方針」において、新型コロナウイルス感染症への対応を喫緊の課題としつつ、引き続き歳出改革の取組を強化することとしており、施策の優先順位の洗い直し、無駄の徹底した排除、予算の中身の大胆な重点化など、財政健全化に向けた枠組みを堅持しているところである。

今後、国・地方ともにコロナ禍の影響により税収の大幅な減少が見込まれ、地方一般財源の確保が極めて不確実な状況にある中、本市においても、現下の課題に的確に対応していくと同時に、今後の不測の財政需要に備え、一層の財源確保に努めていくことが重要である。

2. 市の財政状況

本市の財政状況は、ここ数年急激に悪化しており、令和元年度決算における経常収支比率は99.7%と、4年連続して悪化し、県内では2年連続で最も高い数値となっている。これは、経常的な収入のほとんどが経常的な経費に使われ、政策的な経費のための予算がほぼ確保できない状況であることを示している。

また、実質単年度収支は、平成13年度以降、赤字が続いており、平成25年度に約26億円あった基金（特目基金を除く。）は、令和元年度末には約11億円と半分以下に減少している。

さらに、今後の歳入見通しについては、人口減少や少子高齢化に加え、コロナ禍の影響により、基幹財源である市税の伸びが期待できない中、地方交付税の原資となる国税も減収が見込まれ、本市財政にとって、前例のないほど極めて厳しい状況になることが予想される。

一方、歳出においては、近年実施してきた大規模事業に係る市債償還の本格化に伴う公債費の増加のほか、障害者支援や子育て支援などの社会保障関係費の増加など、今後も義務的な経費の増加傾向が続くとともに、市庁舎等の公共施設の維持・改修費用の増加も見込まれている。

また、大網病院についても、コロナ禍による収益の悪化に伴い、繰出金の増加が見込まれ、市の財政は大変憂慮される状況にある。

3. 予算編成の基本方針

令和3年度当初予算の編成に当たっては、現下の厳しい財政状況を踏まえ、持続可能な財政運営を目指し、**全庁一丸となって歳入・歳出にわたる徹底した見直しを実施**するとともに、この先も続いていく市の未来を見据えながら、「住みたい・住み続けたいまち」を実現していくため、真に必要な事業を厳選し、実施していくこととする。

具体的には、すべての事務事業について、優先度、緊急性及び費用対効果などを考慮した再検証を行い、その結果に応じて廃止又は縮小などの措置を検討するとともに、特に下記の点に留意し、当初予算の編成に取り組むこととする。

- ① 歳入に見合った歳出規模とするため、事務事業の無駄を徹底して排除する。既存の事務事業について、費用対効果の小さいもの、受益者が一部に限られているもの、他の自治体では実施していないものなどについては、特に重点的に見直す。また、新規事業については、原則として見送ることとする。

- ② 義務的な経費についても、これまでの実績や状況の変化等を踏まえ、一層の精査を行い、必要最小限の予算計上とする。
- ③ 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から総点検を行う。
- ④ 令和2年3月策定の『財政健全化に向けた緊急的な取組みについて』に記載した取組みを、着実に実施する。

4. 予算要求に当たっての留意事項

4-1. 基本事項

(1) 新たな総合計画との整合

新たな総合計画の初年度となることから、同計画との整合に留意しながら、位置付けられる事務事業の手法や財源などについて、十分な検討を加えること。

(2) 状況の変化を踏まえた柔軟な対応

事業の実施に当たっては、計画や予定にこだわらず柔軟な対応を図ること。事業手法についても、より安価で所期の効果が期待できる代替方法などについて十分検討すること。

(3) 国・県の動向の把握

- ① 国・県の予算編成の動向や補助制度の内容の把握に努めるとともに、最新情報の収集に努めること。
- ② 補助事業であっても安易に事業採択申請を行わず、必ず事前に財政課に協議すること。
- ③ 国・県補助金の制度の終了又は縮小に伴い、安易に市単独費への振替えはしないこと。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

国や県からの交付金等の動向に留意し、財源の確保を図りながら、必要な対策を講じること。

(5) 他団体の事業水準の把握（比較分析の徹底）

事業水準の妥当性を客観的に把握するため、近隣自治体の状況や県・全国平均などの情報を把握し、比較分析を徹底すること。

(6) 議会等の要望・意見等の精査及び反映

市議会等からの要望や監査委員からの指摘事項等については、内容を十分検討した上で、必要な対策を講じること。

(7) 協働事業の推進

事業の実施手法において、市民やNPO法人等との分担・協働の実施可能性等について十分検討すること。

(8) 各課による要求内容の自己査定の徹底

予算要求書の調製にあたっては、班単位での検討を十分行った上で、提出前には課長を含め、課内で内容の精査を行うこと。

4-2. 歳入に関する事項

(1) 財源の確保

- ① 国・県等の補助金などを十分調査するとともに、財源は自ら確保するという意識を強く持って要求すること。
- ② 事業の進め方を見直すことなどにより、新たな国等の補助金を活用するなど、財源の確保策について改めて検討すること。
- ③ コロナ禍を踏まえた対応を図りながら、市税徴収率の県平均までの引上げを目指し、徴収強化を図ること。
- ④ 市有財産については、売却や有償貸付などの有効活用を図るとともに、広告事業の拡充などに取り組み、新たな自主財源の確保に努めること。
- ⑤ 事業に対する応分の受益者負担を検討するなど、特定財源の確保に努めること。

(2) 市債の抑制

交付税措置のある市債の活用を基本とし、交付税措置のない市債については発行を抑制すること。

(3) 使用料等の料金改定

各施設使用料等については、受益者負担の適正化を検討すること。

4-3. 歳出に関する事項

(1) スクラップ・アンド・ビルドの徹底

- ① やむを得ず新規事業を要求する場合に当たっては、既存事業の縮減、休止及び廃止を前提とした「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底すること。
- ② 所期の目的が達成された事業、公益性が低い事業、費用対効果の小さい事業、市民との協働や民間で代替することが可能な事業などについては廃止等の見直しを検討すること。
- ③ コロナ禍により実施を中止した事業又は中止予定の事業については、事業中止による市民生活への影響等を踏まえ、改めて必要性を検証し、廃止又は隔年での実施等を含めた対応を検討すること。

(2) 義務的経費を除く一般財源の更なる削減

義務的経費(債務負担など義務的経費に準ずるものを含む)を除き、令和2年度当初予算における各事業一般財源充当額を基準に5%の削減に努めること。

(3) 固定的経費の検証

- ① 義務的経費についても、前年度踏襲という固定概念から脱却し、コスト意識を持って、ゼロベースで必要性を検証すること。
- ② 扶助費については、県内水準を調査・研究し、水準を上回る場合は、必ず事業手法や対象基準の見直しを行い、給付額等の抑制に努めること。
- ③ 人件費総額を抑制する観点から、働き方改革の趣旨に基づき、全ての事務事業について見直しを図り、時間外勤務の縮減に向けた取組みを強化すること。

(4) 公共施設等の新設及び大規模改修等への対応

平成28年度に策定した「大網白里市公共施設等総合管理計画」に基づく施設の維持・更新費用の計画的な積立が実施されていないことから、今後の施設の維持・更新に伴う経費の確保は重要な課題となっている。

このため、公共施設等の新設については、原則として凍結するとともに、既存施設については、施設そのものの必要性や将来のあり方を十分検討した上で、運営方法の見直しや改修時期の精査など、必要な対策を講じること。

(5) 団体補助金の取り扱い

- ① 各種団体等への補助金については、一律3%の削減とすること。また、「大網白里市補助金等交付基準」に基づき、公益性や効果、適格性などを再検証するとともに、補助金の使途の妥当性の確認や3年ごとの見直しについても留意すること。
- ② 令和2年度決算において多額の繰越金が見込まれる団体への補助については、休止又は補助金の減額を検討すること。

4-4. その他事項

(1) 課長職の役割について

課長はマネジメント力を発揮し、「選択と集中」に取り組み、最少の経費で最大の効果を得るように努めること。

(2) 班長相当職の役割について

班長相当職の職員は、財政状況を十分に理解した上で、次の事項に留意し、班の予算編成作業を統括すること。

- ① 事業の必要性と積算根拠を明確にするとともに、前年度比5%の削減を確実に行った上で要求すること。
- ② 継続事業であっても、抜本的に内容を精査し、事業費や事務量の抑制を図った上で要求すること。
- ③ 工事等の積算に当たっては、仕様等の見直しや在庫等の状況を十分確認し、必要最小限の要求とすること。

(3) 査定方式等

- ① 限られた予算を効率的に配分するため、引き続き一件査定方式とする。
- ② 財政課長協議については、1次協議後に、必要に応じて2次協議を行うものとする。
- ③ 「財政健全化に向けた緊急的な取組み」に該当する事業については、1次協議等において、実施・検討の進捗管理を行う。
- ④ 「大網白里市公共施設等総合管理計画」に該当する施設については、1次協議等において、個別施設計画の項目にもとづき、維持・更新に伴う経費等にかかる対応状況等の確認を行う。

(4) 特別会計及び公営企業会計

人口減少に伴う料金収入等の減少により経営環境の厳しさが増すことが想定されるため、自主的・主体的に収益確保・費用削減策を講じ、経営力を強化することはもとより、一般会計の厳しい現状に鑑み、繰入金については徹底した見直しを行い、抑制を図ること。

特に、病院事業会計及び下水道事業会計については、経営改善に向けた具体的な対策を講じること。

なお、具体的な予算編成については、一般会計に準じることとする。